| | | |
|---|---|---|
| | | 二十六　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。<br>二十七　陸揚げ後は、積載場所のビルジウェル及び排水口を点検し、閉塞する物を取り除くこと。 |
| 硝酸アンモニウム系肥料<br>UN2067<br>（地方運輸局長が承認したものに限る。） | AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER<br>UN2067 | 一　可燃性物質、臭素酸塩、塩素酸塩、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、金属粉又は綿その他の植物繊維状の物質と一船倉又は一区画以上離して積載すること。<br>二　前号の物質以外の物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。<br>三　熱源若しくは発火源と同一の船倉又は区画に積載しないこと。<br>四　50℃を超える温度になる燃料油を有するタンク（二重底を含む。）に隣接して積載しないこと。<br>五　積載場所と機関室の間の隔壁はＡ60級であること。ただし、貨物を当該隔壁から水平距離で３ｍ以上離して積載する場合には、この限りでない。<br>六　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。<br>七　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。<br>八　雨中において荷役作業をしないこと。<br>九　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。<br>十　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>十一　貨物の温度が40℃を超える場合は、船積みしないこと。<br>十二　船積み前に、船長は荷送人から、要件を満たす貨物であることを示す書面の提出を受けること。<br>十三　積載場所に設置する電気器具は防爆型のものとするか、又はヒューズ以外の手段により絶縁された状態であること。<br>十四　荷役作業中は、燃料油の補給を禁止すること。<br>十五　荷役作業中は、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。<br>十六　やむを得ない場合を除き、貨物の固定及び保護のための設備として燃えやすい物を使用しないこと。<br>十七　荷役作業中は、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。<br>十八　積載場所及び当該場所に近接する区画における裸火の使用及び火気使用工事その他の着火源を使用する作業を禁止すること。<br>十九　甲板及び積載場所における喫煙を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。<br>二十　積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。<br>二十一　積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。<br>二十二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。<br>二十三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 |
| | | 二十四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。<br>二十五　航海中は積載場所を通風しないこと。<br>二十六　積載場所のハッチは風雨密であること。<br>二十七　航海中は貨物の温度を毎日計測し、記録すること。<br>二十八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。<br>二十九　陸揚げ後は、積載場所のビルジウェル及び排水口を点検し、閉塞する物を取り除くこと。 |
| 硝酸バリウム<br>UN1446 | BARIUM NITRATE<br>UN1446 | 一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。<br>二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。<br>三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>四　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。<br>五　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。<br>六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。<br>七　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 |
| 硝酸カルシウム<br>UN1454<br>（主として硝酸カルシウム・硝酸アンモニウム複塩からなる硝酸カルシウム肥料であつて、全硝酸アンモニウム量が10質量％以下であり、かつ、結晶水の含有率が12質量％以上のものを除く。） | CALCIUM NITRATE<br>UN1454 | 一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。<br>二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。<br>三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。<br>四　雨中において荷役作業をしないこと。<br>五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。<br>六　貨物を燃えやすい物と離して積載すること。<br>七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>八　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。<br>九　航海中は積載場所を通風しないこと。<br>十　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 |
| 硝酸鉛<br>UN1469 | LEAD NITRATE<br>UN1469 | 一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。<br>二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。<br>三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。<br>四　雨中において船積みをしないこと。<br>五　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。<br>六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。<br>七　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 |